13. 資料編

13-1 関連計画

13-1-1 熊本県景観計画･景観条例

① 概要

熊本県では、一定の大規模行為について、県全体を届出対象区域としていることから、県全域を景観計画区域（既に景観行政団体及び自主条例市町村の範囲は除く）とし、景観形成地域、特定施設届出地区を設定しています。

［熊本県景観計画における基本目標･観点･方策］

景観形成の基本目標	○ 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる ○ 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る
景観形成の基本的観点	○ 自然との調和 ○ 歴史との調和 ○ ユニバーサルデザインの視点
景観形成の方策	○ 景観形成の誘導・推進 ○ 景観形成に関する合意の形成 ○ 景観形成活動の促進

② 景観形成地域

熊本県では、県土の景観形成上重要な地域として、次の 3 地域を景観形成地域と位置付けています。

①熊本空港周辺景観形成地域

②天草景観形成地域

③水俣・芦北景観形成地域

当区域では、建築物等の新築・増設・改築・色彩の変更等は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく「届出対象行為」となります。それぞれの景観形成地域において、景観形成基準が定められています。

■法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出対象行為
（建築物等の新築等、木材の伐採、屋外における土石等の堆積、鉱物の採掘等、土地の区画形質の変更）
■熊本県景観条例第 7 条第 2 項の規定に基づく届出対象行為
（建築物等の撤去、自動販売機の設置、広告物の設置等）

③ 特定施設届出地区（指定道路）

熊本県では、建築物等が集積し、又は集積するおそれのある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区に定めています。

当区域内での特定施設※の新築・増設・改築・色彩の変更等は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく「届出対象行為」となります。当区域にて、景観形成基準が定められています。

※特定施設：パチンコ店、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、ホテル、広告塔、広告板、太陽光発電施設等

④ 大規模行為

熊本県では、県全域（景観行政団体及び自主条例市町村の範囲を除く）を景観計画区域とし、一定の大規模行為は届出対象行為となっており、これらの当該行為について景観形成基準が定められています。

［届出対象行為(抜粋)］

■法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出対象行為 （建築物、工作物、柵及び塀、地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取等） ■熊本県景観条例第 7 条第 2 項の規定に基づく届出対象行為 （建築物の撤去、工作物の撤去、柵及び塀の撤去）

※上記の届出対象行為それぞれにおいて、規模が定められています。

［熊本県景観計画地域･地区概要図］

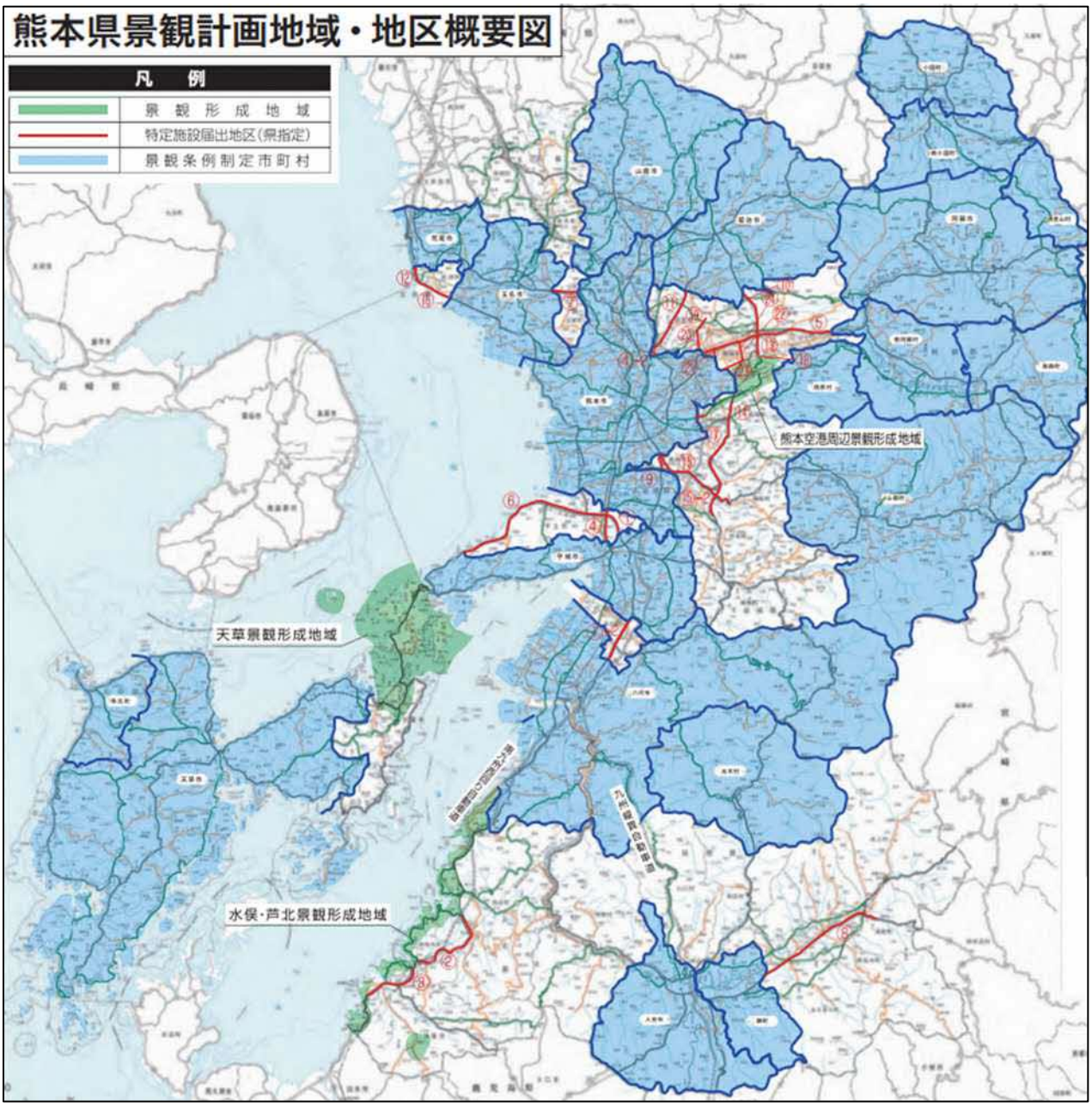

13-1-2 熊本県屋外広告物条例

熊本県では条例により屋外広告物の許可制度を設け、必要な規制を行っています。

① 屋外広告物の種類

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて対象としています（広告物が設置される敷地や建物の所有は問いません）。広告板・広告塔（建植広告）、屋上広告、壁面広告、突出広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなどがこれにあたります。また、文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含みます。

［屋外広告物の種類］

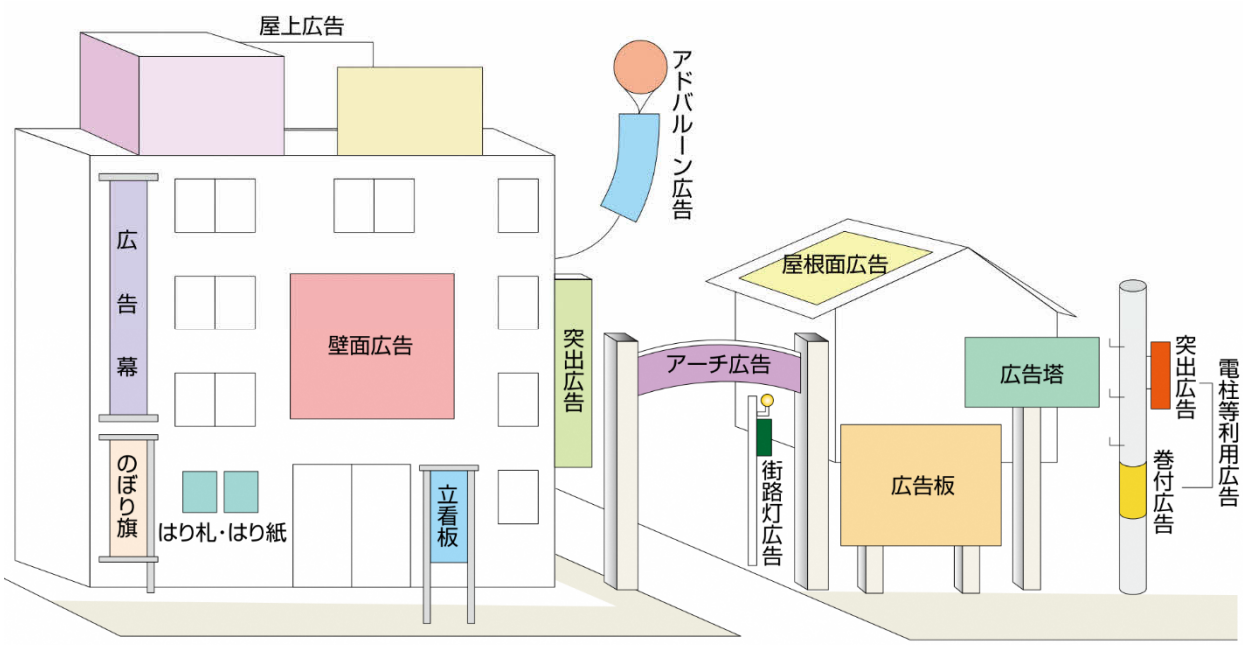

② 禁止地域

原則として、屋外広告物の掲出ができない地域です（下表）。

風致地区、景観地区（都市計画法）、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、国立公園、国定公園、県立自然公園、道路等の沿線で知事が指定する区域、古墳、墓地、社寺、教会、火葬場等、官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、公衆便所等

ただし、自家用広告物においては、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ以下のとおり、表示面積が総量規制内であれば、許可を受けて掲出できます。また、道標、案内図版についても、個別基準に適合すれば、許可を受けて掲出できます。

第 1 種禁止地域	2 ㎡超～10 ㎡以内（但し 1 表示面は 5 ㎡以内）
第 2 種禁止地域	5 ㎡超～15 ㎡以内
第 3 種禁止地域	5 ㎡超～50 ㎡以内
第 4 種禁止地域	制限なし

※1 種 2 ㎡以内、2・3 種 5 ㎡以内、4 種 10 ㎡以内の自家用広告物については、許可は不要

③ 許可地域

許可地域では、「表示面積の合計が 10 ㎡を超える自家用広告物」「すべての一般広告物（自家用以外）」において、広告物の種類による個別基準に適合し、かつ右表の総量規制の範囲内であれば、許可を受けて掲出できます。

第 1 種許可地域	50 ㎡以内
第 2 種許可地域	100 ㎡以内
第 3 種許可地域	制限なし

［熊本県屋外広告物条例規制概要図（玉名市周辺を拡大）］

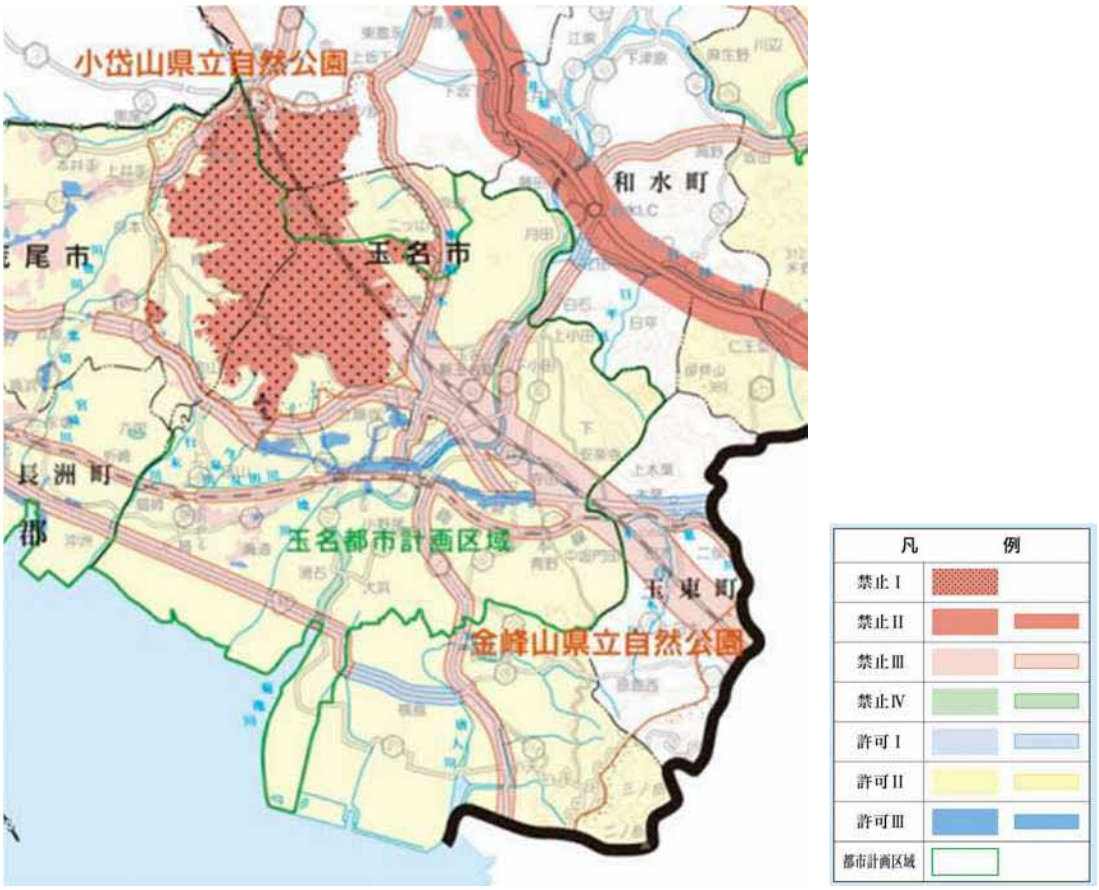

禁止地域、許可地域を問わず、次の広告物は許可を受けずに掲出できます。

1） 自己管理用広告物（1 団の土地又は 1 物件につき 1 ㎡以内）
2） 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物
3） 講演会・展覧会・音楽会等のため会場の敷地に掲出する広告物
4） 電車又は自動車に表示される広告物で、次の基準に適合するもの
　①自動車等の所有者が自己の名称、事業内容を表示するものに限る
　②その他の広告は、電車は車体の各面における表示面積が当該車体の各面の面積の 10%以内、路線バス・自動車は車体の前面、後面及び両側面における表示面積の合計が当該車体の前面、後面及び両側面の面積の合計の 6%以内
5） 人・動物又は車両（電車又は自動車を除く）・船舶等に表示される広告物
6） 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
7） 公職選挙法による選挙活動のため使用するポスター
8） 工事現場の仮囲い等に表示される広告物で、工事期間中に限り、かつ宣伝の用でないもの
9） 法令の規定により表示する広告物
10） 奉仕広告で基準に適合するもの…1 物件につき 0.5 ㎡以内、1 個まで

13-1-3 玉名市総合計画（概要）

第 2 次玉名市総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）で基本構想を定めており、玉名市総合計画後期基本計画では、「景観まちづくりの推進」を主要施策として位置付けています。

〔基本構想〕

将来像	**人と自然が輝き　やさしさと笑顔にあふれるまち　玉名**
基本目標	①自然と暮らしを守る　ふるさとづくり ②人と文化を育む　地域づくり ③賑わいと活力ある　産業づくり ④便利で快適な　都市づくり ⑤健康で安心な　福祉づくり ⑥公平で誇りの持てる　社会づくり ⑦健全な行政運営
目標人口	令和 8 年の目標人口：62,000 人
土地利用方針	■市街地ゾーン 国道 208 号と JR 鹿児島本線に囲まれた区域ならびに県道長洲玉名線沿いの区域は、本市の中心的な市街地を形成すべきゾーンであり、住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務などの都市的機能の整備を重点的に進める「市街地ゾーン」として位置づけます。 特に、玉名駅周辺や、玉名市役所本庁舎周辺、旧玉名市役所周辺、新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として、各種機能の維持・集積・強化を図ります。 ■田園ゾーン（農業・集落地区） 本市の基幹産業である農業の振興を進めると同時に、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも寄与している区域として保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性・生活利便性を高めます。 ■中山間ゾーン（森林地区） 豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であるとともに、特に天水地区における熊ノ岳・三ノ岳の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地です。 また、水源のかん養、地球温暖化防止など多面的機能を有することから、森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進める「中山間ゾーン」として位置づけ、現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。 ■臨海ゾーン（有明海及び海岸部） 本市南部の有明海沿岸部については、有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進める「臨海ゾーン」として位置づけ、漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進する場としての活用を図ります。さらに、地域団体と連携し、有明海の景観を活かしたレクリエーションや観光漁業などの振興に繋げます。

[後期基本計画]

景観まちづくりの推進	
現状と課題	地域特有の自然や歴史を背景として、先人たちの営みによって育まれた魅力的な景観資源を有しています。地域の特性を生かしたより良い景観形成のためには、市民がこれを学び、意識し、誇りを持って自ら語っていくための仕組みをつくる必要があります。 また、良好な景観形成に向けて、行政、市民、事業者などが、景観形成の目標を共有し、連携を図るとともに、玉名市らしい景観の独自性、歴史、文化を受け継ぎ、活用していく担い手を確保する必要があります。
主要施策	（1）情緒的な景観をみせる場づくり ・玉名らしい、魅力的な景観を伝えるため、景観資源が持つ特長や独自性、歴史、文化等の背景を捉えた情緒ある演出に取り組むなど、戦略的に魅せる景観づくりを推進します。また、見せたい景観を的確に見てもらうため、眺望点等の掘り起こしを行います。 ・積極的に景観誘導を行い、効果的な景観形成を図るため、『玉名市景観計画』に基づき、景観まちづくりの熟度に合わせた景観形成基準を設定します。 （2）景観まちづくりに取り組む担い手づくり ・脈々と受け継がれてきた玉名らしい景観を後世に残し、良好な景観形成を進めるため、景観まちづくりに携わる担い手を育成し、連携を強化するとともに、市民が暮らしの中で景観づくりに取り組んでいけるよう支援します。 （3）景観に対する意識づくり ・良好な景観形成には、市民一人一人が景観に興味、関心を持ち、「景観を良くしよう」とする意識を持つことが重要です。景観づくりの意義や重要性のほか、景観資源やその資源の歴史的・文化的背景の情報を発信することで、市民が玉名の景観の価値を認識し、誇りを持てるよう取組を推進します。
目標指標	「景観まちづくりの推進」施策の市民満足度 現状値（R3 年度）：6.7% 目標値（R8 年度）：13.2%

13-1-4 玉名市都市計画マスタープラン

① 都市計画マスタープランの構成

『玉名市都市計画マスタープラン』（令和５年３月改定）の構成は以下となっており、本市の現況やまちづくりの課題等を整理した「都市の現状と課題」、まちづくりの理念と目標、基本方針、将来都市構造等を設定した「基本構想」、分野別に都市計画の基本的な方針を定めた「分野別まちづくり方針」、地域別のまちづくりについて設定した「地域別構想」、計画の実現に向けた方策をまとめた「実現化方策」で構成します。

［都市計画マスタープランの構成］

１　都市の現状と課題

- **本市の概要**
- **本市を取り巻く社会・経済動向**
- **上位・関連計画**
- **市民意向**
- **都市づくりの課題　等**

▼

２　基本構想

- **都市づくりの理念と目標**
- **基本方針**
  - **基本方針１　各拠点の形成やネットワークの確保による持続可能な都市づくり**
  - **基本方針２　計画的な都市施設等の維持管理、防災強化等による安全で、暮らしやすい都市づくり**
  - **基本方針３　地域資源を活用した産業の育成や雇用の創出、観光振興の基盤となる都市づくり**
  - **基本方針４　自然と共存した都市づくり**
- **将来都市構造　等**

▼

３　分野別まちづくり方針

土地利用、拠点形成、都市施設等整備、自然環境保全、景観形成、安全・安心のまちづくり、福祉のまちづくり

▼

４　地域別構想

北部（月瀬、石貫、三ツ川）、中部（玉名町、築山、玉名）
西部（滑石、睦合、大野、高道、鍋）、東部（伊倉、八嘉、小田、梅林）
南部（豊水、大浜、横島）、南東部（玉水、小天、小天東）

▼

５　実現化方策

13-1-5 将来都市構造

「やま・まち・さと・うみ」の個性と魅力を生かし、目指すべき都市づくりの理念を踏まえて、将来の都市構造について、以下のように示しています。

［将来都市構造］

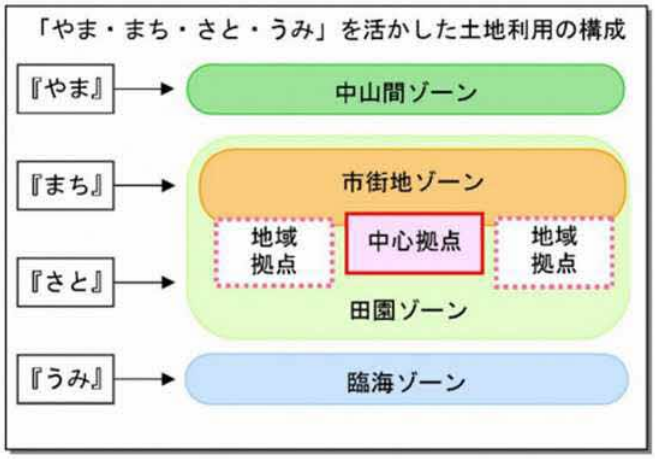

図　将来都市構造の基本イメージ

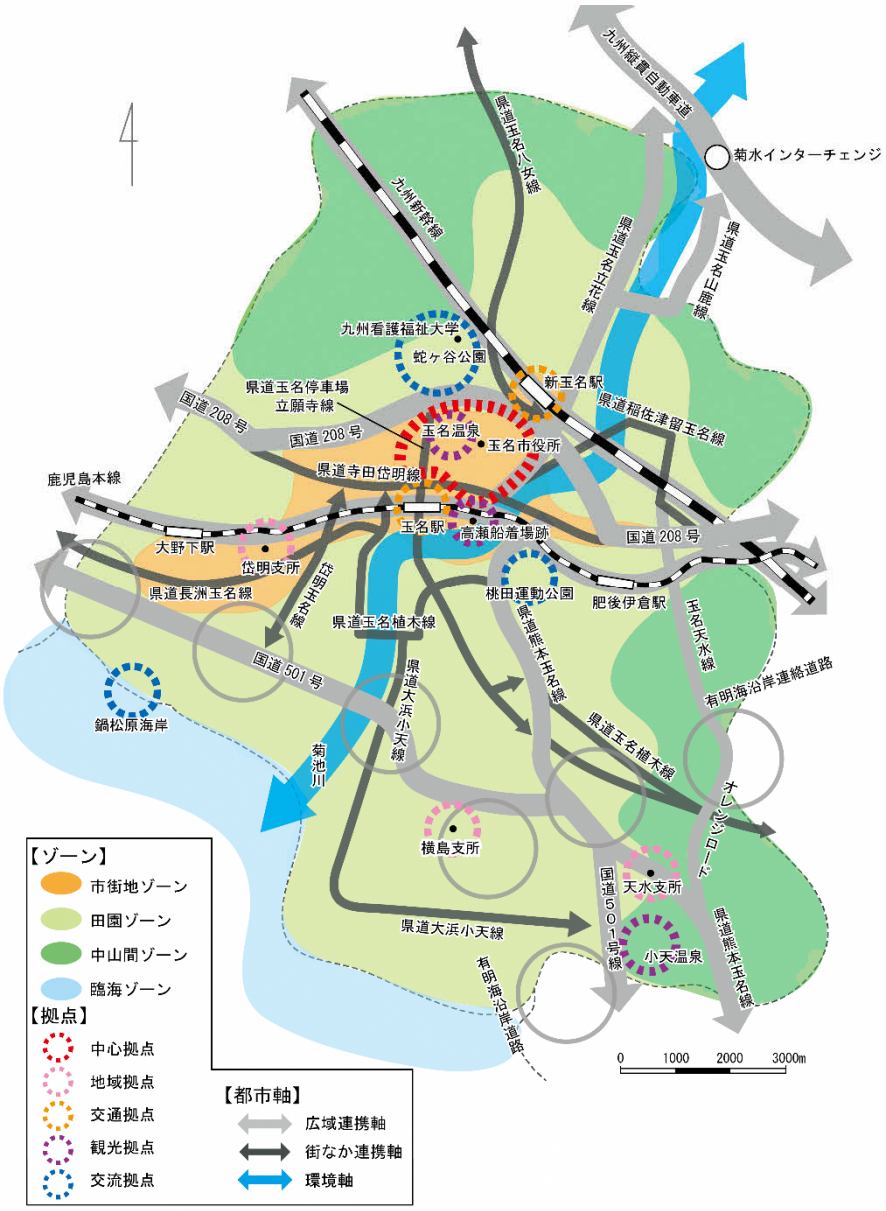

13-1-6 景観形成に関する方針

景観形成の方針については以下の通りです。

基本方針	菊池川の恩恵を受け発展してきた農業や、菊池川の水運を活かして栄えた商業、良質な温泉、広大な干拓地、山の資源や丘陵地を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みや歴史に裏付けられた特徴的な景観がたくさんあります。 こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく、『味わい深い』魅力があり、本市の特徴、玉名らしさとなっています。 菊池川が育んだ本市の特徴的で玉名らしい景観の価値を高め、未来へつなぐため、市民が景観について興味や関心、問題意識をもって景観を『育て』、自信を持って、玉名の景観を『かたる』ことがとても大切です。 このことから、行政と市民が協働して、魅力的な景観を後世に引き継いでいくために景観形成、景観保全を推進します。
具体的方針	**(1)『関わる』『感じる』景観まちづくり** 〇景観イベントの実施や大学との連携、眺望点の整理等を通じて、景観に関心・意欲のある市民、団体の景観まちづくり活動への参加を促進します。 **(2)『守る・育む』景観まちづくり** 〇小岱山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な農地など、豊かで美しい文化的景観や自然的景観を多数有していることから、これらの景観の保全を推進します。 〇大規模建築物や太陽光発電施設は、施設自体が周辺の景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新規の立地にあたっては、それぞれの地域の景観に配慮するよう、一定のルールに基づいた立地を促進します。 **(3)『住みたくなる』『歩きたくなる』景観まちづくり** 〇玉名の景観を守り育むための行動・活動を、住みたくなる、歩きたくなるまちの創出につなげるため、歴史的な景観、まちなみの修景や、サイン整備を進めます。 〇高瀬・裏川地区などの歴史的町並みが残る地区や、周辺整備が予定されている新玉名駅周辺地区、主要な幹線道路沿道では、地区の歴史や風景を鑑みて、建物の形態、色彩、看板などに配慮した街並み景観の形成を推進します。 〇さらなる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、併せて電線類の地中化を促進します。 **(3)『語ることができる』『訪れる』景観まちづくり** 〇景観・歴史を語り伝える人材の育成や景観資源・景観まちづくり等の情報発信をすすめ、市民が景観まちづくりに対して、一層、興味・関心・意欲を持てるように努めます。

13-1-7 高瀬南部地区地区計画

本市では、高瀬南部地区にて地区計画を定めており、区域の整備・開発及び保全の方針（地区計画の目標、土地利用の方針、建築物等の整備の方針）、地区整備計画（建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、その他工作物の制限）を規定しています。

特に景観に関係する建築物の形態又は意匠の制限では、「建築物の屋根及び外壁等又は工作物は、歴史ある商店街として美観を損なうような色彩又は装飾を用いてはならない。」と定めています。

■地区計画区域及び地区整備計画区域

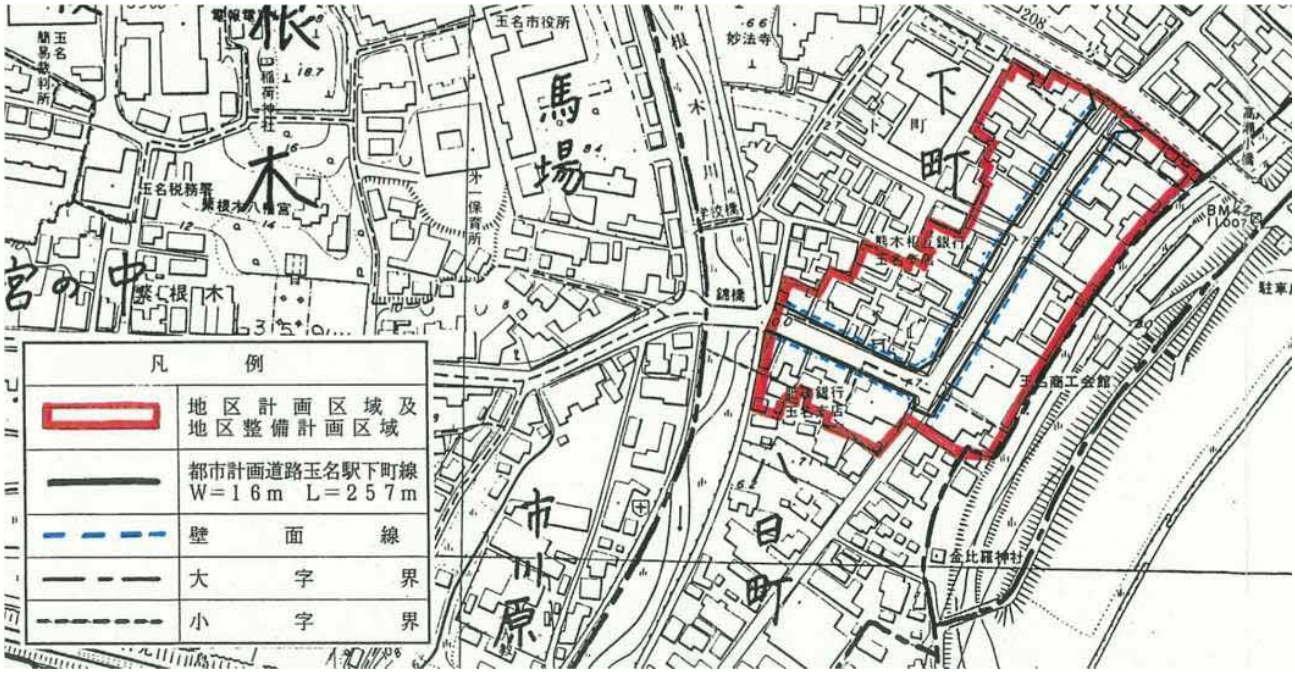

13-1-8 玉名市高瀬地区景観形成住民協定

江戸・明治期の古民家が集まる玉名市高瀬地区のまちなみを保存するため「玉名市高瀬地区景観形成住民協定」がまとめられ、平成 20 年 10 月 17 日に県から認定を受けました。

当地区では、高瀬地区を活性化させようと懇談会を開催し、崇城大学の学生や本市職員を交えて意見交換し、まちなみ保存のための自主的な統一基準として住民協定が作成されました。

協定は建築物を木造 2 階建てとし、壁はしっくいや木で仕上げることを規定。屋根を瓦ぶきにし、自動販売機や看板は軒先より内側に設置することなどを明記しています。

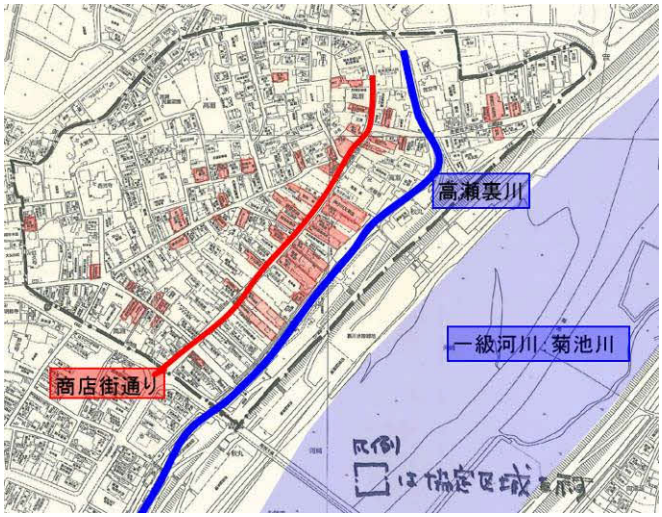

13-1-9 玉名市文化振興基本計画（抜粋）

■文化財の維持管理

地域の文化財は地域で守るというのが文化財保護の理念です。

文化財保護の責任は一義的に所有者又は管理者等にあり、指定した国や県、市はこれを支援する責務を負っています。そのため、文化財保護法や文化財保護条例では指定等の措置を定めると共に、文化財の所有者や管理者等への補助制度を設けて、必要な支援を行っています。

日常の維持管理を担う市民団体等や個人の所有者へは、市からの業務委託や維持管理に伴い必要と認められる補助金交付などに加え、技術的な助言、指導など必要な支援を充実させて、適切な保存と所有者や管理者の負担軽減を図っていくこととします。

■景観保全と一体的な文化財の維持管理

本市は、景観法に基づく景観計画を策定し、地域毎の特徴的な景観の形成と保全を図っていくこととしています。文化財保護条例においても文化的景観について定めており、すでに文化庁の報告に含まれているハゼ並木や有明海の干潟などの景観もあります。今後策定される景観計画の中での位置付けを図っていくこととします。また、文化財周辺については、開発行為などに先立ち、関係各課による情報共有など、連携を図っていく必要があります。

石貫ナギノ横穴群

青木磨崖梵字群

実山展望公園からの景観～天水の蜜柑畑と横島の干拓地

13-1-10 玉名市文化財保護条例（抜粋）

第 6 章　文化的景観

（文化的景観の選定）

第 49 条　教育委員会は、市の区域内に存する文化的景観（法第 134 条第 1 項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを玉名市選定重要文化的景観として選定することができる。

2　前項の規定による選定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3　教育委員会は、重要文化的景観の選定をしようとする場合において、その選定に係る地域が景観の保全の見地から価値が高く、かつ、広範囲にわたるものであるときは、市長の意見を聴かなければならない。

（解除）

第 50 条　教育委員会は、重要文化的景観がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2　市選定重要文化的景観について、法第 134 条第 1 項の規定による選定があったときは、当該市選定重要文化的景観の選定は、解除されたものとする。

3　第 1 項の規定による指定の解除には、第 5 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 5 条第 4 項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第 51 条　市選定重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3　第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

4　市は、第 1 項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項で準用する第 15 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、その通常生じるべき損失を補償する。

（準用規定）

第 52 条　第 6 条から第 8 条まで、第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 20 条、第 21 条第 1 項及び第 43 条並びに第 44 条の規定は、市選定重要文化的景観について準用する。

附　則

（検討）

7　教育委員会は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づき、良好な景観の形成に係る制度について市が所要の措置を講じた場合において、この条例の実施状況、保護すべき文化的景観の状況等を勘案し、文化的景観の保護に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

（平 19 条例 21・旧第 6 項繰下）

13-1-11 都市計画･関連法令

① 都市計画区域･用途地域

都市計画区域及び用途地域は、玉名地域と岱明地域の一部に指定されています。

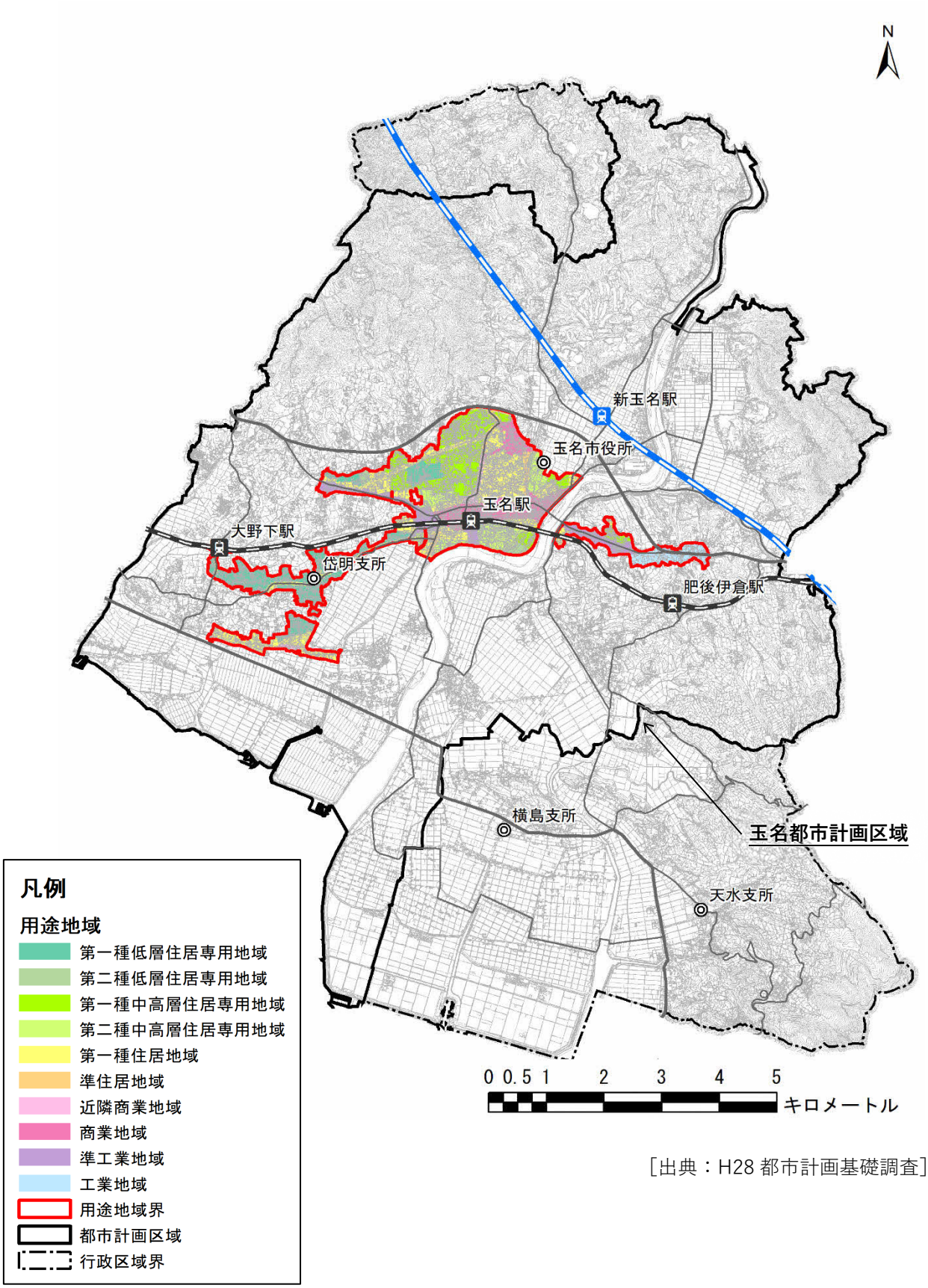

［出典：H28 都市計画基礎調査］

13-1-12　法適用状況

本市は行政区域の 9 割以上を農業振興地域が占めています。また、県立指定公園として、市北部の小岱山県立自然公園、市南東部の金峰山県立自然公園が指定されています。

［法適用状況］

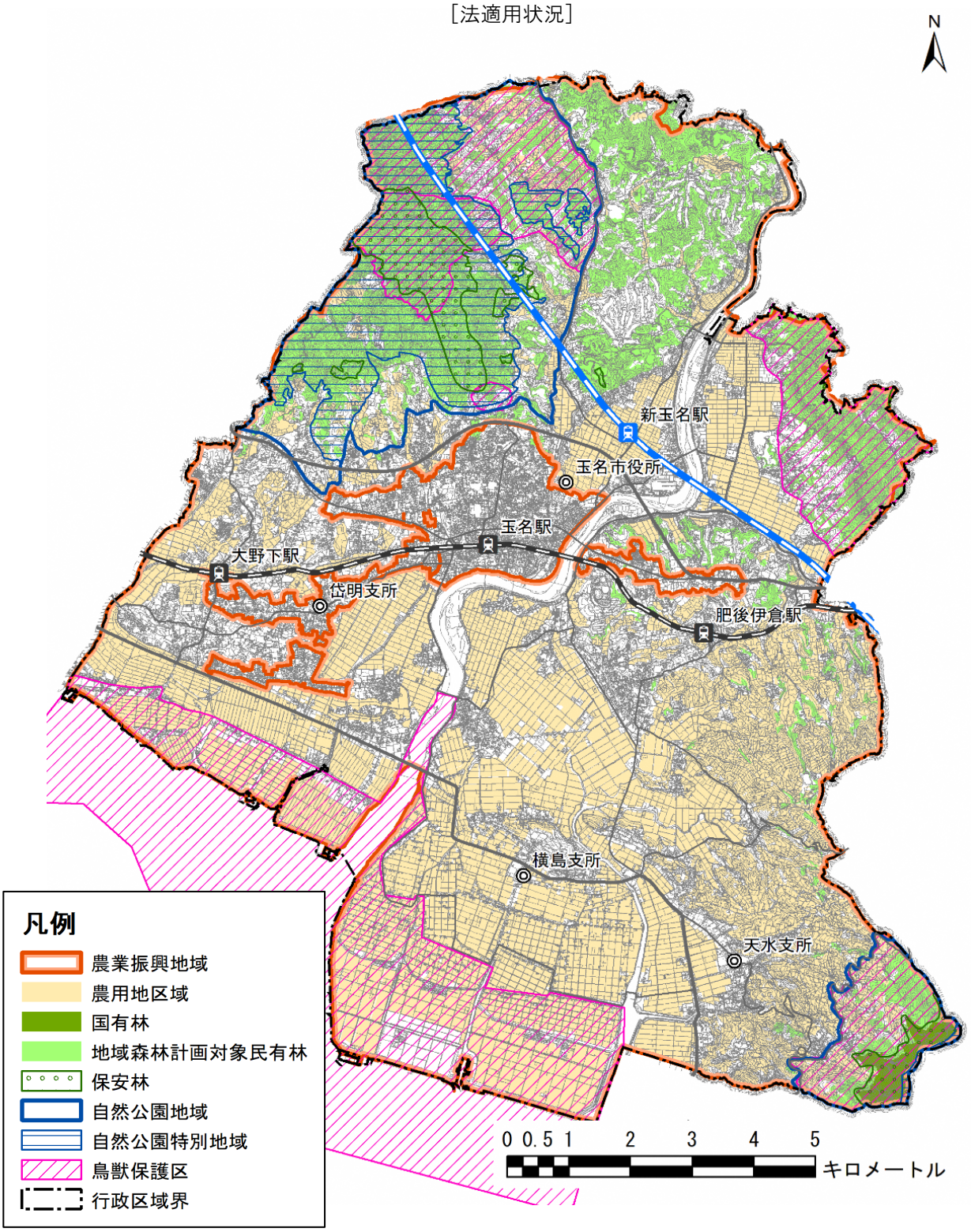

［出典：H28 年都市計画基礎調査、国土数値情報ダウンロードサービス］

13-2 住民意向

13-2-1 アンケート調査

実施概要は以下の通りです。

項目	内　　容
調査対象	18 歳以上の市民、2,000 人
調査方法	郵送による配布、郵送による回収（web による回答も可とした。）
調査実施期間	令和 3 年 6 月中旬～令和 3 年 7 月 16 日（金）
回答数(回答率)	回答数：821　（回答率：41.1%）

1）玉名市における景観の現状

アンケート調査結果から、本市における景観の現状は次の通りです。

※平成 25 年度に実施した同様のアンケート結果を合わせて示します。

- まちなみや自然の景観について、ふだんから気になる人は 24.0%となっています。平成 25 年度の前回調査よりもその割合はやや減っています。

■ふだんから景観を気にしているか

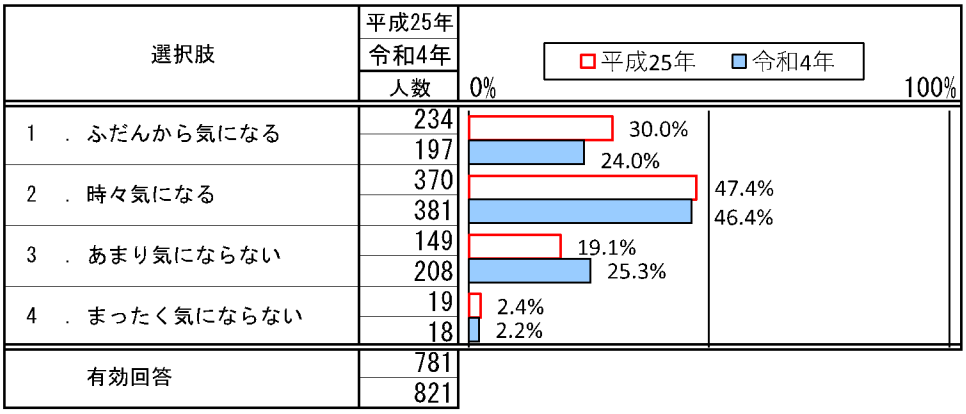

- 本市の景観について、「自慢できる景観である（一部含む）」が 52.6%である一方で、「自慢できる景観はあまりない」や「全く自慢できる景観ではない」は 33.9%あります。また、「景観について考えたことがない」は 11.3%でした。

■玉名市の景観の印象

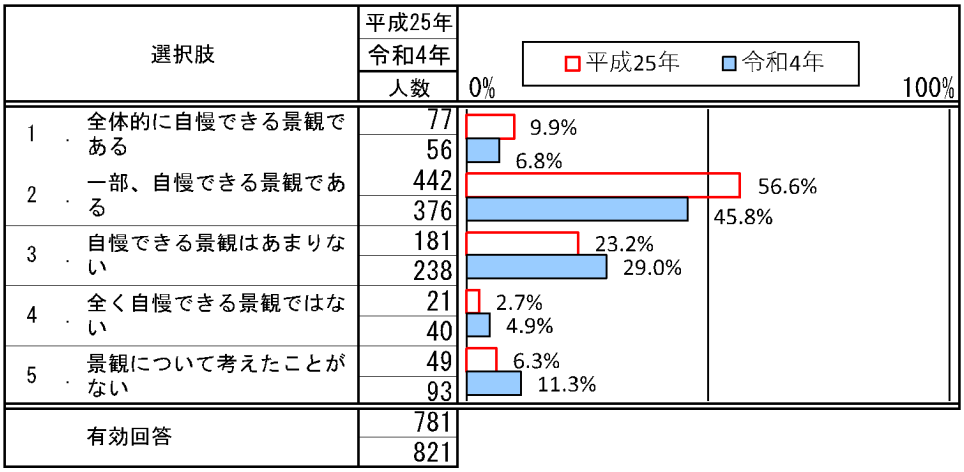

● 本市のまちなみや自然の風景は、平成 23（2011）年頃と比べると、「良くなった」「少し良くなった」は 42.3%であり、「変わらない」が 34.2%、「悪くなった」「少し悪くなった」は 9.6%となっています。

■玉名市のまちなみや自然の風景

選択肢	平成25年	令和4年
1 ．良くなった	106	58
2 ．少し良くなった	281	289
3 ．変わらない	173	281
3 ．少し悪くなった	88	57
4 ．悪くなった	33	22
4 ．わからない	85	98
有効回答	781	821

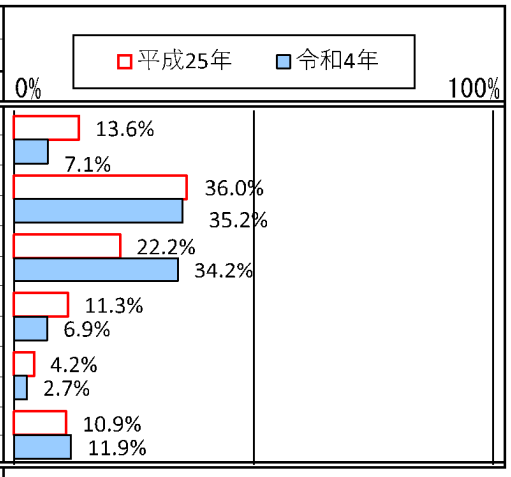

● 良い景観は「平野に広がる田園風景」が前回調査と同様に最も多く、過半数の 52.4%です。次いで多かったのは「庭先や道路沿道が草花で彩られたまちなみ」「山並みへの眺望を配慮した風景」であり、自然豊かな景観を良いと感じています。

■玉名市の「良い景観」と感じているもの

選択肢	平成25年	令和4年
1 ．歴史的な建造物・まちなみ	297	198
2 ．庭先や道路沿道が草花で彩られたまちなみ	306	218
3 ．山並みへの眺望を配慮した風景	269	208
4 ．平野に広がる田園風景	465	430
5 ．周囲の風景と調和した新幹線駅のあるまちなみ	※選択肢無	165
6 ．色や形が調和したまちなみ	52	24
7 ．デザインされた歩道・照明・柵等	154	64
8 ．電線・電柱が整理されたまちなみ	72	163
9 ．きれいに整備された水辺	187	139
10 ．ごみのない清潔なまちなみ	210	202
11 ．その他	43	36
有効回答	2, 085	1, 877

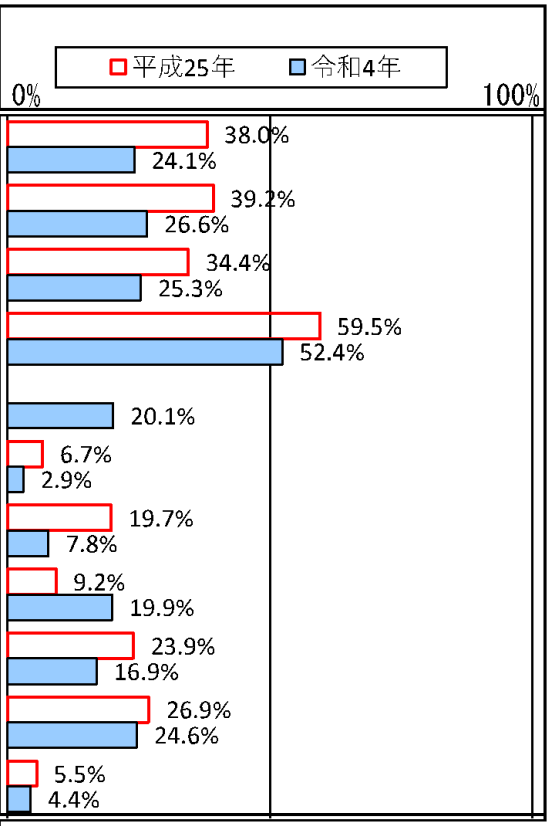

- 一方で、悪い景観と感じているのは「空き地・空き家(老朽家屋を含む）、耕作放棄地が目立つ」が前回調査と同様に最も多く、72.8%です。次いで多かったのは「電柱や電線が目立つ」「山や田畑などの自然景観にそぐわない人工的な構造物（看板や太陽光発電施設
- 等）がある」となっています。

■玉名市の「悪い景観」と感じているもの

選択肢	平成25年	令和4年
	人数	人数
1．歴史的な建物やなじみの風景が少なくなってきている	218	177
2．農地や里山を感じる場所が少なくなっている	207	126
3．集落に緑が少なくなってきている	150	80
4．周辺から突出した高さの建物があり、高さが不ぞろいである。	68	32
5．建物等の形態（かたち）が周辺と不調和である	82	46
6．建物等の色彩（いろ）が周辺と不調和である	79	25
7．屋外広告物のデザイン・色彩（いろ）が周辺と不調和である	95	63
8．屋外広告物が大きい	95	63
9．電柱や電線が目立つ	251	232
10．空き地、空き家（老朽家屋を含む）、耕作放棄地が目立つ	529	598
11．鉄塔が周辺と不調和である	55	22
12．採石場やコンクリートむき出しの斜面が周辺と不調和である	78	39
13．大規模な工場が周辺と不調和である	28	6
14．山や田畑などの自然景観にそぐわない人工的な構造物（看板や太陽光発電等）がある	※選択肢無	197
15．その他	76	48
有効回答	2,046	1,784

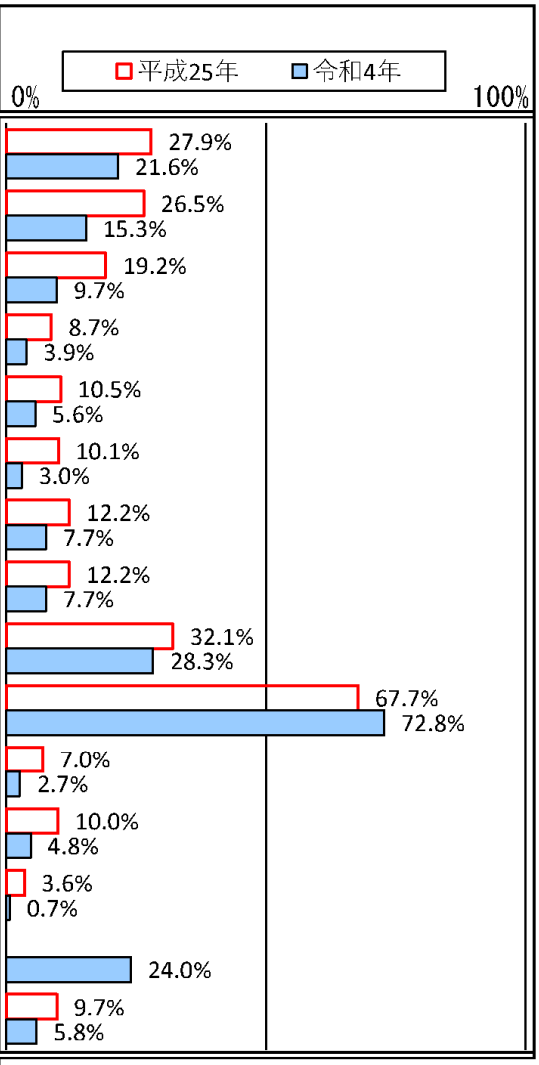

● 良好な景観づくりに向けて、守り育てるべき重要な場所として多かったのは、「蛇ヶ谷公園（さくら・つつじ）」「裏川水際緑地(花しょうぶ・石橋・石垣含む)」「玉名温泉街のまちなみ」となっています。

■玉名市の良好な景観づくりに向けて、守り育てるべき重要な場所

選択肢	平成25年 人数	令和4年 人数	平成25年	令和4年
1 . 俵ころがし水際緑地	28	96	3.6%	11.7%
2 . 菊池川のハゼ並木・石ハネ	55	64	7.0%	7.8%
3 . 菊池川が貫く玉名平野	102	126	13.1%	15.3%
4 . 小岱山からの眺望	58	67	7.4%	8.2%
5 . 小岱山の山並み	49	50	6.3%	6.1%
6 . 蛇ヶ谷公園（さくら・つつじ）	224	301	28.7%	36.7%
7 . 山田日吉神社の藤	53	78	6.8%	9.5%
8 . 桃田運動公園	78	119	10.0%	14.5%
9 . 有明海の干潟	124	108	15.9%	13.2%
10 . 松原海水浴場	67	45	8.6%	5.5%
11 . 日嶽	5	0	0.6%	0.0%
12 . 大野下の大ソテツ	8	5	1.0%	0.6%
13 . 旧玉名干拓施設	17	11	2.2%	1.3%
14 . 山の上展望公園	17	30	2.2%	3.7%
15 . 港いこいパーク	2	4	0.3%	0.5%
16 . げんやま展望公園	22	35	2.8%	4.3%
17 . オレンジロードから有明海を望む眺望	78	115	10.0%	14.0%
18 . 金峰山系の山々（みかん畑）	36	48	4.6%	5.8%
19 . 草枕温泉	55	77	7.0%	9.4%
20 . 玉名市尾田公園（尾田の丸池：平成の名水百選）	58	46	7.4%	5.6%
21 . 花いっぱい運動により草花に彩られた沿道など	102	79	13.1%	9.6%
22 . 九州新幹線新玉名駅周辺	320	135	41.0%	16.4%
23 . 裏川水際緑地（花しょうぶ・石橋・石垣含む）	238	266	30.5%	32.4%
24 . 高瀬地区の歴史的まちなみ（古い寺院や町家が現存し、修景やしつらえの工夫による、味わいある雰囲気の市街地一帯）	212	84	27.1%	10.2%
25 . 石貫安世寺地区のまちなみ（石貫穴観音横穴や、瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並ぶ集落一帯）	※選択肢無	23		2.8%
26 . 伊倉地区のまちなみ(中世の港町として栄えた市道伊倉中北宮原線を中心とした一帯)	※選択肢無	25		3.0%
27 . 大浜地区のまちなみ（廻船問屋が現存する市道大浜町外平線を中心とした一帯）	※選択肢無	15		1.8%
28 . 玉名温泉街のまちなみ	248	192	31.8%	23.4%
29 . その他	19	4	2.4%	0.5%
有効回答	2,287	2,285		

● 玉名らしい景観として多かったのは、「市内を雄大に貫く菊池川」「情緒豊かな温泉街」「広大な田園風景」です。菊池川や田園の自然景観、温泉街を玉名らしい景観と感じています。

■あなたが思う玉名らしい景観

選択肢	平成25年	令和4年
	人数	人数
1 . 歴史の重みを感じる歴史的まちなみ	216	163
2 . 広大な田園風景	254	245
3 . 潮かぜ薫る有明海	210	223
4 . 雄大な山なみ	87	78
5 . 市内を一望する山頂からの眺望	173	207
6 . 四季折々の花が楽しめる公園	181	129
7 . 花いっぱい運動による沿道や施設内の花壇	94	118
8 . 県道347号（旧国道208号線）沿いに商業施設が立ち並ぶにぎやかな景観	114	71
9 . 情緒豊かな温泉街	322	278
10 . 周囲の風景と調和した新玉名駅周辺	148	105
11 . 市内を雄大に貫く菊池川	253	283
12 . 先人が築き上げた干拓施設	69	71
13 . いにしえ薫る史跡・古墳群	100	73
14 . その他	10	19
有効回答	2,247	2,080

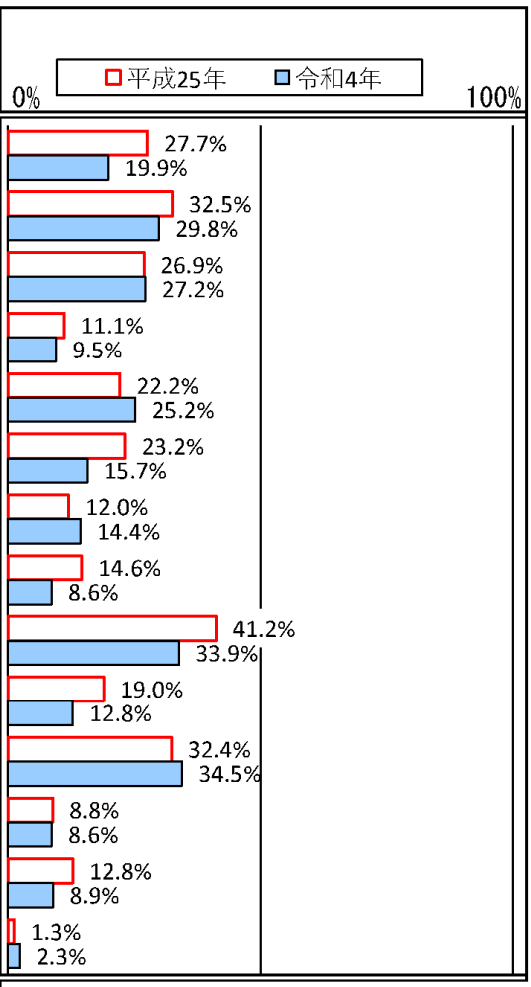

2）玉名らしい良好な景観づくりの今後の方向性について

- 良好な景観を守り育てるために必要な取組として、「公共施設（道路、河川、建物など）整備、質の向上を図る」「街路樹・花などによる道路等の緑化を進める」「重要な地区を指定して、その地域にあった取組を重点的に進める」が多くなっています。

■良好な景観を守り育てるために必要だと思う取組

選択肢	平成25年 人数	令和4年 人数	平成25年	令和4年
1．条例や計画等による景観づくりの目標・方針をパンフレット等で周知する	215	172	38.9%	21.0%
2．建物等のデザイン、色彩（いろ）、素材、高さ等についてルールを守る	86	77	15.6%	9.4%
3．屋外広告物の規制を強める	137	133	24.8%	16.2%
4．重要な地区を指定して、その地域にあった取り組みを重点的に進める	203	203	36.8%	24.7%
5．街路樹・花などによる道路等の緑化を進める	216	293	39.1%	35.7%
6．住宅・工場などの民有地の敷地内の緑化を進める	45	61	8.2%	7.4%
7．公共施設（道路、河川、建物など）整備、質の向上を図る	281	359	50.9%	43.7%
8．地域の景観づくりを支援するための専門家の派遣	75	91	13.6%	11.1%
9．活動を進める上で必要となる情報・資料の提供	65	126	11.8%	15.3%
10．市と市民の協働の景観づくりを支える体制づくり	156	197	28.3%	24.0%
11．町内会やNPOの活動への支援	47	87	8.5%	10.6%
12．学校や地域で意識啓発、景観学習等を目的とした講演会、研修会などを開催する	59	118	10.7%	14.4%
13．その他	19	22	3.4%	2.7%
有効回答	1,608	1,980		

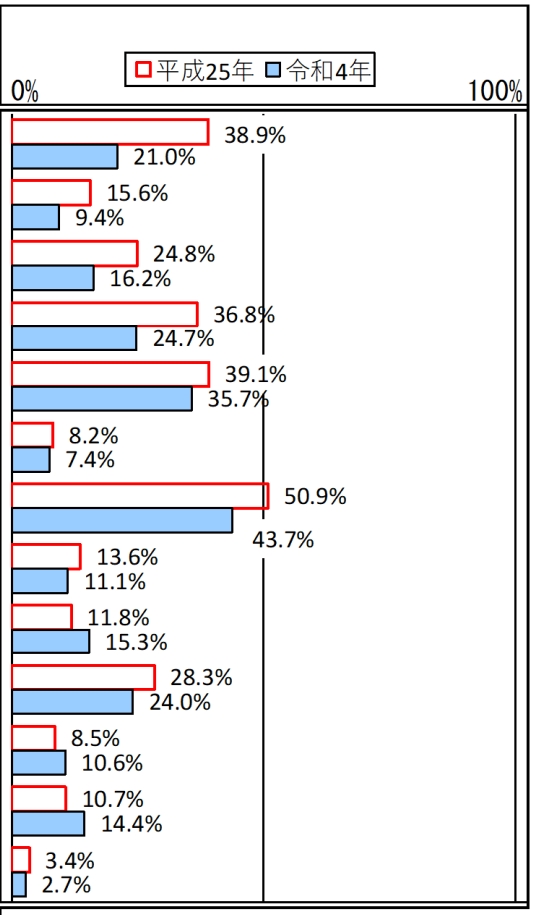

13-3 景観づくり交流会

① 令和３年度第１回　景観づくり交流会［イチオシ景観 PR 大会、玉名かるた大会、グループワーク］

日時	令和３年 11 月３日(祝)　9：30～12：00
テーマ	参加者によるイチオシ景観の紹介と玉名かるたの体験を切り口とし、玉名の景観にまつわるエピソード等を各自で紹介しあう。 また、エピソードや想いを共有することを通し、景観(まちづくり)が普段の生活に直結していることを再認識する。

■ミニ講演「かたろう！景観まちづくり」

熊本県立大学の柴田氏より、まちの景観が実際の暮らしや活動の中から生まれ、育まれるものであることが紹介されました。併せて、“景観まちづくり”は行政と市民が協働し、楽しみながら進めていくことが重要であること等の講演がありました。

■私の玉名「イチオシ！景観」PR 大会

各参加者が写真に切り取った玉名の「イチオシ！景観」を PR し、それぞれが思う玉名らしさや、その魅力を発信しました。また、参加者による投票で最も玉名らしさや魅力ある作品が選ばれました。

■「玉名かるた」大会！

玉名かるたの紹介、ルールとゲーム進行の説明ののち、グループに分かれて体験会を行いました。絵札の解説も行われるなど、ゲーム以外の場面でも盛り上がりを見せました。

■グループワーク：あなたも「玉名かるた」プロデューサー

玉名かるたをもっと知ってもらうために、PR 企画やキャッチフレーズ等について語り合いました。

＜各グループの発表＞

	1	2	3	4
PR 企画	玉名に生まれた住む方に向けてＰＲ	一定期間ごとに写真をリニューアルする	玉名かるた大会 スタンプラリー	みんなが「わかる」玉名かるたのための絵札を増やして小学校でかるた大会を開催する
キャッチフレーズ	かるたにかたる たまな再発見	知らない玉名があるかもしれない（くまモンはおらんよ）	うたおう かたろう 「玉名かるた」	かるたは語る 玉名の文化

② 令和３年度第２回景観づくり交流会［景観バスツアー（伊倉地区、大浜地区）］

日時	令和４年６月26日（日）　13：00～17：00
テーマ	「景観バスツアー」として、伊倉地区と大浜地区をまち歩きし、参加者がペアになって、それぞれの地区の「○」（良いところ）と「×」（残念なところ）を探す。 そして、みんなで集めた「○」(良いところ)と「×」(残念なところ)を写真と共に共有し、意見交換を行う。

■伊倉地区、大浜地区のまちあるき

・参加者でペア（年齢、所属等が異なるペア）を組んで、「○」（良いところ）と「×」（残念なところ）を探しながらまちあるきをする。

・見つけた「○」と「×」は、スマホで撮影し、ワークシート、マップに記入する。

■ワークショップ（久吉丸にて）

・伊倉地区、大浜地区の「○」と「×」を発表・共有し、意見交換する。

＜参加者による各地区の「○（良いところ)」(一部）＞

③ 令和４年度第１回景観づくり交流会［イチオシ景観 PR 大会、グループワーク］

日時	令和４年 10 月 10 日（月・祝）　15：00～17：00
テーマ	これまでの「イチオシ景観」の取組や「玉名かるた」を生かして、玉名市をよりよくしていくため、「イチオシ景観」を“広めたい派”と“深めたい派”に分かれて、議論する。

■ミニ講演　かたろう！景観まちづくり　～広める･深める 「私の」から「みんなのイチオシ景観」へ～

熊本大学の田中氏、熊本県立大学の柴田氏の両氏より、玉名のイチオシ景観を「深める」「広める」ための方法や重要なポイント等について、事例を交えながら、講演いただきました。

■私の玉名「イチオシ！景観」PR 大会

各参加者が写真に切り取った玉名の「イチオシ！景観」を PR し、それぞれが思う玉名らしさや、その魅力を発信しました。また、参加者による投票で最も玉名らしさや魅力ある作品が選ばれました。

■グループワーク 「広めたい？深めたい？わたしができる景観づくり」

「イチオシ景観」を“広めたい派”と“深めたい派”に分かれて意見を出し合い、「①私たちは○○をします。②なぜならば○○だからです。③そうするとこんな玉名になります。」という形にまとめ、発表を行いました。

＜各班の発表＞

広める班１	①わたしたちは「パークゴルフをします」 ②なぜなら「健康と友だち作りの為」 ③これができたら「友だちから友だちへ玉名の良い所を知ってもらう！」
広める班２	①わたしたちは「活動を“紙”媒体で広めます」 ②なぜなら「かるたがある・よく見る」からです ③これができたら「多世代で玉名のよさを知ってもらえます」
広める班３	①わたしたちは「かるた大会をして仲間を増やします」 ②なぜなら「玉名かるたの仲間を広めたい」からです ③これができたら「知った人が玉名に来て人の交流ができ、まち歩きで外の人も住んでいる人もより玉名を分かるようになります」
深める班１	①わたしたちは「かるたの場所めぐりをします」 ②なぜなら「かるた１枚１枚を理解したい」からです ③これができたら「バージョンを増やしていきます」
深める班２	①わたしたちは「博物館を身近な存在」します」 ②なぜなら「玉名のことがよくわかる」からです ③これができたら「玉名のことをもっとちゃんと知って玉名をもっと好きになります」

④ 令和４年度第２回　景観づくり交流会［イチオシ景観 PR 大会、グループワーク］

日時	令和４年 11 月 27 日（日）　14：00～16：00
テーマ	既に地域において個人や団体で実践している「景観まちづくり活動」や第３回目の景観交流会以降実践してみた活動をＰＲしてもらうことで、広く周知し、市民の認知や協力者の発掘につなげる。

■「玉名らしい景観まちづくり活動ＰＲ大会」

個人や団体が実践する景観まちづくり活動について、広く周知し、市民の認知や協力者の発掘、課題の共有等につなげることを目的に、景観まちづくり活動に取り組む６団体が、活動内容や成果、課題について発表を行いました。

当日発表の６団体	
1	伊倉まちづくり委員会
2	菊池川つくしの会
3	菊池川おおかわの会
4	玉名の自然、景観、風物詩
5	開田区
6	横島町文化財保存顕彰会

■グループワーク「〝私たちの〟玉名かるたバージョンアップ大作戦」

玉名の魅力的な景観及び景観まちづくり活動を広め、深めていくために、玉名かるたのバージョンアップとしてグループワークを行いました。これまでのイチオシ景観応募等の写真から、グループで１枚選び、それを玉名かるたの絵札として読み句を考えました。

＜当日各グループで考えた新しい読み句＞

	高潮から 町を守った潮受堤防 今はボランティアに守られる
	明治期の 自動排水 六枚戸
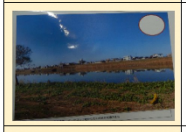	菊池川 大雨降れば 避難せな
写真なし	玉名市の みんなで仰ぐ 双子富士
	肥後伊倉 綺麗な花で おでむかえ
	かわくだり だけじゃないばい 菊池川
	助け合い みんなでつくるむら
	やさしくかおる 山田の藤
	仁〇加てや いくら言うより 観てみたか
	ヤギのくそ？ いや！！違います。 ツバキの実
	そうせきが 見た眺望
	航海の 安全いのる 外嶋宮
	六枚戸 子供といっしょに 守りたい

玉 名 市 景 観 計 画

平成 28 年 9 月　策定
令和 5 年 3 月　改定

発 行　玉 名 市

編 集　玉名市 建設部 都市整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163
TEL.0968-75-1122　　FAX.0968-75-1221

玉 名 市
景観計画